

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	11-2	府省庁名	金融庁								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望項目名	生命保険料控除制度の拡充										
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生命保険料控除制度は、所得税額・個人住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能となるもの。 生命保険料控除制度における地方税法上の所得控除限度額については、一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険について各々2.8万円となっており、全体の控除限度額は7万円となっている。</p> <p>・ 特例措置の内容 地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を3.5万円とすること。</p>										
関係条文	<p>地方税法第34条第1項第5号、第314条の2第1項第5号 所得税法第76条第1項、第2項</p>										
減収見込額	<p>[初年度] ▲26,100 （ ▲131,700 ） [平年度] ▲26,100 （ ▲131,700 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）</p>										
要望理由	<p>（1）政策目的 私的保障を支援・促進する生命保険料控除制度の拡充により、国民の自助努力を喚起することで、自助・自立のための環境整備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p> <p>（2）施策の必要性 少子高齢化の急速な進展等により、社会保障制度の見直しが進められていく中で、国民が安心できる生活保障の水準を確保するために、公的保障とともに私的保障の重要性が高まっており^(※1)、国民一人ひとりに対して、より一層の自助努力が求められている^(※2)。 このため、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充する必要がある。</p> <p>(※1) 必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>遺族保障</td> <td>68.1%</td> </tr> <tr> <td>医療保障</td> <td>51.9%</td> </tr> <tr> <td>介護保障</td> <td>82.7%</td> </tr> <tr> <td>老後保障</td> <td>78.7%</td> </tr> </table> <p>(出典：生命保険文化センター 「平成25年度 生活保障に関する調査」)</p> <p>(※2) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋） (自助・自立のための環境整備等) 第二条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、<u>個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入</u>その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。</p>			遺族保障	68.1%	医療保障	51.9%	介護保障	82.7%	老後保障	78.7%
遺族保障	68.1%										
医療保障	51.9%										
介護保障	82.7%										
老後保障	78.7%										
本要望に対応する縮減案	なし										

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標と同じ」
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約 3,767 万人</p> <p>※ 平成 26 年民間給与所得者数^(注) 4,311 万人 うち生命保険料控除適用者数 現在 3,100 万人 (71.9%) → 制度拡充後 (見込) 3,257 万人 (75.5%)</p> <p>(注) 年末調整対象者のみ</p> <p>平成 26 年申告所得者数 613 万人 うち生命保険料控除適用者数 現在 486 万人 (79.3%) → 制度拡充後 (見込) 510 万人 (83.3%)</p> <p>(出典：国税庁 「平成 26 年分 民間給与実態統計調査」及び「平成 26 年分 申告所得税標本調査」)</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込み。
	ページ	11－2－2

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし																																																											
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし																																																											
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—																																																											
相当性	要望の措置の 妥当性	<p>少子高齢化の急速な進展等により、国民一人ひとりに対して、より一層の自助努力が求められている一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が30歳未満の若年層においては、加入率が急速にかつ大幅に低下している^(※1)。また、生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円の死亡保険金が支払われ、公的保障を補完しているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、望ましいと考える死亡保険金額に比べておよそ6割程度となっている^(※2)。</p> <p>このため、今後、若年層を中心に国民全体の私的保障の準備不足が懸念される場所、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものと考えられる。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p>																																																											
		<p>(※1) 生命保険の世帯加入率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成9年</th> <th>平成15年</th> <th>平成21年</th> <th>平成27年</th> <th>低下幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>88.6%</td> <td>71.4%</td> <td>60.5%</td> <td>66.3%</td> <td>▲22.3pt</td> </tr> <tr> <td>全年齢</td> <td>93.0%</td> <td>89.6%</td> <td>86.0%</td> <td>83.1%</td> <td>▲9.9pt</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」)</p> <p>(※2) 遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>望ましい保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入 金額 (平均)</th> <th>望ましい保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入 金額 (平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>3,172万円</td> <td>1,882万円</td> <td>1,463万円</td> <td>876万円</td> </tr> <tr> <td>20歳代</td> <td>3,450万円</td> <td>1,410万円</td> <td>1,530万円</td> <td>855万円</td> </tr> <tr> <td>30歳代</td> <td>3,732万円</td> <td>2,323万円</td> <td>1,667万円</td> <td>946万円</td> </tr> <tr> <td>40歳代</td> <td>3,963万円</td> <td>2,460万円</td> <td>1,604万円</td> <td>1,032万円</td> </tr> <tr> <td>50歳代</td> <td>3,438万円</td> <td>2,245万円</td> <td>1,539万円</td> <td>960万円</td> </tr> <tr> <td>60歳代</td> <td>2,069万円</td> <td>1,130万円</td> <td>1,111万円</td> <td>652万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」)</p>						平成9年	平成15年	平成21年	平成27年	低下幅	30歳未満	88.6%	71.4%	60.5%	66.3%	▲22.3pt	全年齢	93.0%	89.6%	86.0%	83.1%	▲9.9pt		男性		女性		望ましい保障金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)	望ましい保障金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)	全体	3,172万円	1,882万円	1,463万円	876万円	20歳代	3,450万円	1,410万円	1,530万円	855万円	30歳代	3,732万円	2,323万円	1,667万円	946万円	40歳代	3,963万円	2,460万円	1,604万円	1,032万円	50歳代	3,438万円	2,245万円	1,539万円	960万円	60歳代	2,069万円	1,130万円
	平成9年	平成15年	平成21年	平成27年	低下幅																																																								
30歳未満	88.6%	71.4%	60.5%	66.3%	▲22.3pt																																																								
全年齢	93.0%	89.6%	86.0%	83.1%	▲9.9pt																																																								
	男性		女性																																																										
	望ましい保障金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)	望ましい保障金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)																																																									
全体	3,172万円	1,882万円	1,463万円	876万円																																																									
20歳代	3,450万円	1,410万円	1,530万円	855万円																																																									
30歳代	3,732万円	2,323万円	1,667万円	946万円																																																									
40歳代	3,963万円	2,460万円	1,604万円	1,032万円																																																									
50歳代	3,438万円	2,245万円	1,539万円	960万円																																																									
60歳代	2,069万円	1,130万円	1,111万円	652万円																																																									

税負担軽減措置等の 適用実績	【給与所得者数に占める割合※】					
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
	一般生命	76.0%	76.2%	76.1%	75.8%	75.0%
	介護医療	—	—	20.1%	30.0%	36.9%
	個人年金	15.8%	15.0%	15.6%	16.5%	16.4%
	全体	77.3%	77.3%	76.9%	77.1%	76.8%
	(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)					
	【一人当たりの保険料控除額※】					
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
	一般生命	4.6 万円	4.6 万円	4.5 万円	4.4 万円	4.3 万円
介護医療	—	—	1.8 万円	2.4 万円	2.6 万円	
個人年金	4.8 万円	4.8 万円	4.6 万円	4.6 万円	4.5 万円	
全体	5.5 万円	5.5 万円	5.9 万円	6.2 万円	6.4 万円	
(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)						
※納税者を対象として算定						
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—					
ページ	11-2-4					

民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約7割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答^(※1)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。

(※1) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果

質問	回答	回答割合
生命保険料控除制度が拡充されれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	12.1%
	新規加入・増額を前向きに検討したい	32.1%
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	27.2%
	加入・増額を行わない	28.6%

(出典：日経リサーチ「平成28年 生保関連税制に関するアンケート調査結果」)

また、回答者の約7割が生命保険料控除制度の拡充が自助努力の促進につながると考えており^(※2)、制度拡充は自助努力の喚起を推し進めるものとして有効である。

(※2) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果

質問	回答	回答割合
生命保険料控除制度における控除限度額が拡充されたとすれば、自助努力の促進につながると思うか。	非常にそう思う	17.3%
	そう思う	54.1%
	そう思わない	21.7%
	全くそう思わない	6.9%

(出典：日経リサーチ「平成28年 生保関連税制に関するアンケート調査結果」)

これらのことから、生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる私的保障の促進が見込まれ、国民の自助努力の支援に寄与すると見込まれる。

前回要望時の達成目標	少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成24年に一般生命・介護医療・個人年金の3つの控除からなる制度に改組された(平成23年までは生命・個人年金の2つの控除)。本要望については、平成27年度税制改正より継続して要望している。